

## 【砂防指定地内行為許可申請について】

治水上砂防のため砂防設備を要する土地、または一定の行為を禁止・制限すべき土地として国土交通大臣が指定した一定の土地区域が砂防指定地です。

砂防指定地で次の行為をするときは、申請が必要です。

- ① 掘削、盛土、切土その他の土地の形状の変更
- ② 建築物その他の工作物の新築、増築、改築又は移転
- ③ 土石（砂れきを含む。以下この項において同じ。）の採取、鉤物の採掘又はこれらの集積若しくは投棄
- ④ 立竹木の伐採又は樹根の採取
- ⑤ 竹木又は土石の滑り下ろしによる搬出

ただし、次の行為については適用除外となるため、申請不要です。

- ① 砂防設備や河川から10m以上離れた土地における次に掲げる行為
  - イ 地表から深さ2m未満の掘削
  - ロ 直高2m未満の盛土又は切土
  - ハ 載荷重が1㎡につき10t未満の工作物の新築、増築、改築又は移転（新築、増築、改築又は移転を行う工作物の重量と盛土に要した土の重量とを合計した載荷重が1㎡につき10tを超える行為を除く。）
  - ニ 電柱その他これに準ずる棒状の工作物を設置するために行なわれる掘削
  - ホ ボーリングその他これに準ずる方法により地下の状況を調査するために行なわれる掘削
- ② 田畑における農耕又は果樹その他の樹木の手入れのための地ごしらえ又は植樹
- ③ 河川又は道路の維持修繕
- ④ 間伐及び1ha未満の区域内の土地における立竹木の伐採
- ⑤ 地表から深さ2m未満の樹根の採取
- ⑥ 条例第四条の許可を受けて造成された土地の区域内において、当該土地の利用目的を変更することなくする行為

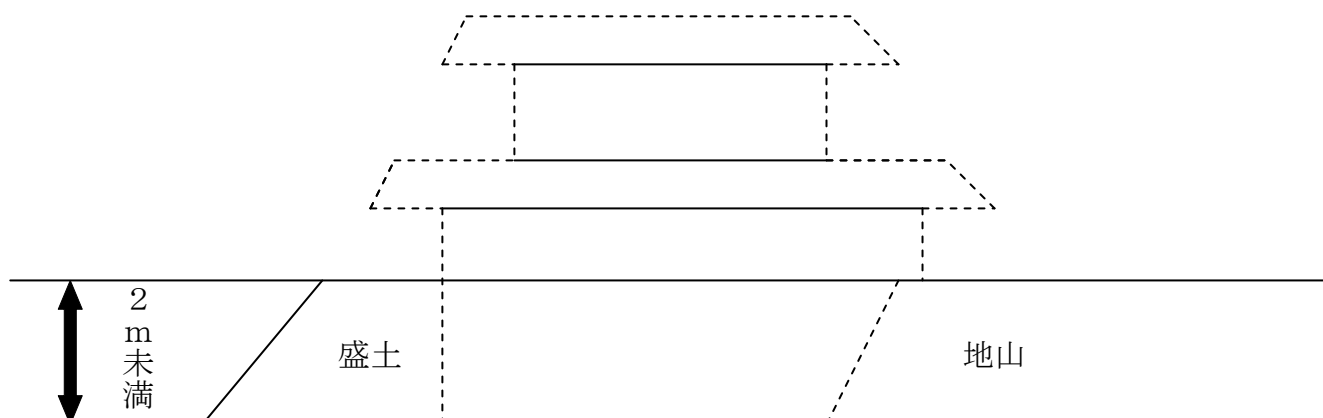
※1 「建築物」とは、建築基準法第2条第1項第1号に規定する建築物をいう。

※2 「載荷重が1㎡につき10t未満の工作物の新築、増築、改築又は移転」に該当するか否かの判断について、次に例示する。

（例）

- ① くい基礎の場合は掘削深2m以上と考えられるため、通常申請は必要
- ② 3階建てまでの木造建築物で盛土がない場合は、通常申請は不要。

- ③ 鉄筋コンクリートで3階建てまでの構造物の場合、通常申請は不要。
- ④ 構造物の下に2m未満の盛土がある場合は、盛土部分の重量を考慮して1㎡あたり10tを超えなければ申請不要（下図点線部分）。



※3 「条例第四条の許可を受けて造成された土地の区域内において、当該土地の利用目的を変更することなくする行為」とは、団地内を一次造成した後に住宅を建てる等の二次造成をいう。

- ◆ 申請時には「砂防指定地内行為許可申請書」（第2号様式）に必要書類を添付し、事前に建設事務所で協議のうえ該当市町に3部提出してください
- ◆ 申請から許可までは約30日かかります。